

○奄美市日中一時支援事業実施要綱（平成18年10月1日告示第165号の7）

○奄美市日中一時支援事業実施要綱

平成18年10月1日告示第165号の7

改正

平成26年4月1日告示第48号の8

奄美市日中一時支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保する奄美市日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 この事業の実施については、適切な事業運営を行うことができると認められる団体等（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、市内に居住地を有する**障害者等**とする。

（利用の申請）

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市日中一時支援事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（利用の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を奄美市日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（利用の変更及び廃止）

第6条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、奄美市日中一時支援事業利用変更届（別記第3号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

- （1）利用者の住所等を変更したとき。
- （2）利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- （3）利用の中止をしようとするとき。

（利用の取消し）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- （1）この事業の対象者でなくなったとき。
- （2）不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- （3）その他市長が利用を不相当と認めたとき。

（利用の方法）

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第5条に規定する利用決定通知書を事業者に提示し、直接依頼するものとする。

（利用料）

第9条 利用者は、利用料として事業の利用に要する経費の1割を事業者に支払うものとする。

（利用料の免除）

第10条 市長は、利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用料を免除することができる。

- （1）**生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯**
- （2）その他前号に準ずる**世帯**と特に市長が認めた**世帯**

（委託料）

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める所定単位数により算出した事業の実施に係る費用から第9条に規定する利用料を差し引いた金額(以下「委託料」という。)を事業者に対して支払うものとする。

- (1) 所要時間4時間未満の場合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第169号。以下「算定基準」という。)に規定する短期入所の例による算定単位数の100分の25を乗じた単位数を所定単位数とする。
  - (2) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 算定基準に規定する短期入所の例による算定単位数の100分の50を乗じた単位数を所定単位数とする。
  - (3) 所要時間8時間以上の場合 算定基準に規定する短期入所の例による算定単位数の100分の75を乗じた単位数を所定単位数とする。
- 2 前項の規定により事業の実施に係る費用を算出する場合において、食事の提供を行ったときは、算定基準に規定する短期入所の例による単位数を同項各号に規定する所定単位数に加算する。
  - 3 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。
  - 4 市長は、前項の請求のあった日の翌月末までに事業の実施の内容を確認の上、委託料を支払うものとする。

一部改正〔平成26年告示48号の8〕

(遵守事項)

第12条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業員、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備しなければならない。
- 5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第48号の8)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)